

＜あおしん年金特別定期500＞商品概要説明書（1）

青木信用金庫

平成24年8月1日現在

1. 商品名	あおしん年金特別定期500							
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・あおしんで公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）またはその他の年金（国民年金基金、企業年金等）をお受取りいただいている方 ・あおしんへ新たに年金の自動受取りをご指定いただいた方 ・年金受取口座の変更届を提出していただき、あおしんへ年金受取りをご指定いただいた方 							
3. 期間	<p>1年</p> <p>公的年金の場合...原則として自動継続（利払式）のお取扱いとするほか、預入時の申し出により非自動継続型の選択ができます。</p> <p>公的年金以外.....自動継続のお取扱いはいたしません。</p>							
4. 預入	預入方法	一括お預け入れとなります。						
	預入金額	100円以上500万円以内						
	預入単位	1円単位						
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しします。							
6. 利息	適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 預入日の店頭表示の「スーパー定期1年もの」の利率に、所定の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の「スーパー定期1年もの」の利率に、所定の利率を上乗せした利率を適用します。 						
	利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。						
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算						
7. 税金	<p>お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</p> <p>平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>							
8. 手数料								
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。 							
10. 中途解約時の取扱い	<p>満期前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">＜預入期間＞</th> <th style="text-align: center;">＜期限前解約利率＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。</p>		＜預入期間＞	＜期限前解約利率＞	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
＜預入期間＞	＜期限前解約利率＞							
6か月未満	解約日の普通預金利率							
6か月以上1年未満	約定利率×50%							
11. 金利情報の入手方法	金利は窓口へご照会ください。							
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。							

< あおしん年金特別定期500 > 商品概要説明書(2)

青木信用金庫

平成24年8月1日現在

13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・自動継続扱いは、満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続する利払式となります。・自動継続扱いの場合でも満期日前に公的年金が受給されていない場合は、継続を停止します。・年金振込のご指定口座がある店舗のみでご利用いただけます。・総合口座のお取扱いはいたしません。・証書式のみのお扱いになります。・この預金は「あおしん年金特別定期500規定」によりお取り扱いします。本規定をご希望の方は、窓口までお申し付けください。
14. 預金保険に ついて	<ul style="list-style-type: none">・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)